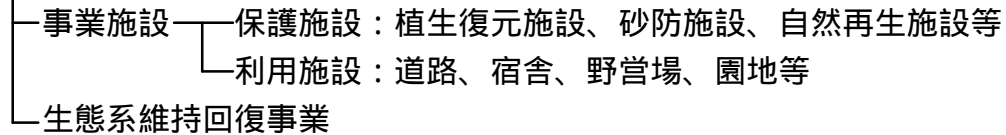


## (仮称) 釧路湿原生態系維持回復事業計画の検討について

### < 生態系維持回復事業の位置づけ >

自然公園法第 38 条に基づく国立公園（または国定公園）の公園事業  
公園事業（国立公園等の保全及び利用を推進するための事業）



### < 生態系維持回復事業計画を策定することによるメリット >

事業計画に基づいて行われる事業は許可を要しない。

（例）・自然公園法に基づく事務手続きに係る時間・負担の軽減。

・計画区域内におけるわなの移設を順応的・機動的に行うことができる。

環境省直轄事業・・・公共事業費による対策（防鹿柵等の施設整備もできる）

環境省以外が行う事業

- ・国の機関・・・必要に応じて環境省と共同策定とすることができる。
- ・地方公共団体・・・「生態系維持回復事業計画書」について、環境大臣の「確認」を受けて、生態系維持回復事業を実施することができる。
- ・上記以外の者・・・「生態系維持回復事業計画書」について、環境大臣の「認定」を受けて、生態系維持回復事業を実施することができる。

### < 生態系維持回復事業計画の記載事項 >

- 1 生態系維持回復事業計画の名称
- 2 生態系維持回復事業計画の策定者
- 3 生態系維持回復事業計画の計画期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
  - (1)生態系の状況の把握及び監視(モニタリング)
  - (2)生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
  - (3)動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
  - (4)生態系の維持又は回復に資する普及啓発
  - (5)前各号に掲げる事業に必要な調査等
- 7 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
  - (1)生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項
  - (2)生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項
  - (3)生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

< (仮称) 釧路湿原生態系維持回復事業計画の策定スケジュール案 >

平成 25 年度

- ・ 検討会議 ( 2 回を想定 ) により、事業計画 ( 試案 ) を作成。
- ・ 共同策定の意思確認、環境本省との調整を経て事業計画 ( 素案 ) を作成。

平成 26 年度

- ・ 北海道及び関係市町村、土地所有者等との調整を経て事業計画 ( 原案 ) を作成。
- ・ パブリックコメントを実施し、事業計画 ( 最終案 ) を作成。
- ・ 中央環境審議会自然環境部会自然公園小委員会 ( H26 秋または H27 春 ) への諮問を経て事業計画決定、官報告示。

別途、並行して公園計画変更の手続きを行う。

生態系維持回復事業計画策定に関する作業スケジュール

